

ご旅行条件書(国内募集型企画旅行「JR利用冬季スキー・夏季宿泊商品」用)

この旅行は、株式会社タビズンジャパン(東京都中央区八丁堀 1-2-8・観光庁長官登録旅行業第 2066 号)(以下「当社」といいます)が企画・募集・実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と企画旅行予約(以下「旅行予約」といいます)を締結することになります。

この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び旅行予約が成立したときは、同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

- 旅行代金
旅行代金は各コースごとに表示されています。出発日と利用人数でご確認ください。また、子供代金は特別注釈のない場合、旅行開始前中満 3 歳以上 12 歳未満のお子様ご適用致します。子供代金が適用できない幼児であっても座席を使用する場合は、子供料金を申し受けます。

- 旅行のお申込みと契約の成立時期
(1) ご来店でご予約の場合、当社所定の旅行申込書に所定事項を記入の上、申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金又は取付料もしくは運送料のそれぞれ一部又は全部として取扱います。旅行予約は当社の承認と申込金の受理をもって成立するものとします。

- 顧客等の通信手段でご予約の場合、当社が予約を承認した日の翌日から起算して 3 日以上上記(1)の手続きが必要です。この期間内に(1)の手続きがなされない場合は予約はなかったものとして取扱います。旅行予約は当社の承認と上記の申込金の受理をもって成立するものとします。

- 運送予約により旅行予約の締結を希望されるお客様との旅行条件
(1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金(一部「申込金」等)のお支払いを受けることを条件に、電話、郵便、ファックス等その他の通信手段による旅行予約(以下「通信予約」といいます。)を締結することがあります。ただし、当社が提携会社と無署名取付料を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

- 運送予約の申込みに関連し、会員は申込みをしようとする「募集型企画旅行」の名称、「「出発日」欄に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

- 通信予約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知を電子メール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到達したときに成立します。

- 通信予約での「カード利用日は、会員及び当社が募集型企画旅行予約に基づき旅行代金等の支払または払戻義務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。

- 身体ご障害のある方、健康を書いている方、妊娠中の方、補聴器使用者の方、その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申しください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置を要する費用はおお客様の負担とします。

- 団体グループの場合のお申し込みは、その代表者を契約責任者として、契約の締結及び帰納に関する契約取引を行います。

- 残金のお支払い
旅行代金からお申込金を差し引いた残金を、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目までにお支払いください。

- 追加代金
追加代金は、宿泊ホテルの指定の選択、1 人部屋追加料金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択等により追加する代金をいいます。なお、申込金、取付料、運送料、変更料・換金金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

- お申込み条件
(1) 15 歳未満の方のご参加は親権者の同意が必要となります。15 歳以上 20 歳未満の方のご参加は親権者の同意が必要となります。場合により、同伴者の同行等を条件とすることがあります。

- ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件を含めない場合、ご参加をお断りすることがあります。

- 身体ご障害のある方及び血圧異常、心臓病等現在健康を書いている方は、その旨お申し出ください。健康を書いている方は、医師の診断書を提出していただきます。団体行動ご支障をきたす当社が判断する場合は、同伴者の同行等を条件とする場合や、ご参加をお断りする場合があります。

- 当社は旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により医師の診断又は加療を要すると判断する場合は、必要な措置を取ることがあります。これにかかるとの一切の費用はおお客様の負担となります。

- お客様の都合による別行動は原則としてできません。
- お客様の都合により旅行の日程から離脱する場合は、その旨及び復帰の有無について必ず添乗員又は係員にご連絡いただきます。

- 他の旅行者ご迷惑を及ぼし又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるときは、お申込みをお断りする場合があります。

- お客様が暴行、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- お客様が当社とこれと関係する行為が、不当な要求行為、取引に関して翰動的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- お客様が風説を流布し、偽造若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りすることがあります。

- 確定書面(最終日程表)
確定した旅行日程、主要な運送機関の名称及び宿泊ホテル名が記載された確定書面(最終日程表)は遅くとも旅行開始日の前日までににお渡します。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に募集型企画旅行予約の申込みがなされた場合は旅行開始当日にお渡することがあります。また、交付日前日であってもお問い合わせいただけますが当社は手配状況についてご説明いたします。

- 旅行代金に含まれるもの
(1) 利用運送機関の運賃・料金
旅行日程ご明示した運送機関の運賃・料金(運送機関の課す付加運賃・料金〔原価の水準の異常な変動に対応する為、一定の期間及び一定の条件下に限りあらかじめ旅行者に一律ご課せられるものに限る。〕を含みません。)コースにより等級が異なります。特別表示のないときは、鉄道は普通車を利用します。

- バス料金
旅行日程ご明示した送迎バス料金、都府県移動バス料金、観光バス料金

- 宿泊料金
旅行日程ご明示したホテルの宿泊料金及び税・サービス料金(洋室の場合 2 人部屋ご 2 名客宿泊、和室の場合 4 人部屋ご 4 名様宿泊を基準とします。)

- 食料料金
旅行日程ご明示した食事の料金及び税・サービス料金

- 団体行動中のチップ
前項のほかは旅行代金の中含まれていません。その一部を例示します。

- 超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超える分について)
- 飲食代、フリードリンク代、電報・電報料、ホテルのルームボーイ・メイド等に対するチップ、その他他施設等個人別対価の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

- 傷害、疾病に関する治療費
- 日本国内における自宅から発着航空・駅または指定集合地までの交通費、宿泊費

- 希望するオプションメニューへの旅行代金
- 税金(旅行日程ご明示した租税の空渡額等)

- 運送機関の課す付加運賃料金(原価の水準の異常な変動に対応する為、一定の期間及び一定の条件下に限りあらかじめ旅行者に一律ご課せられるものに限る)※一部コースを除く

- 旅行予約内容の変更
当社よ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画を超えて運送サービスの提供(遅延、目的地空港の変更等)その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様ごあらかじめご連絡いたします。合理的な範囲内において、お客様が関与し得ないものである理由などを併せて、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行予約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後ご説明いたします。

- 旅行代金の額の変更
(1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しく経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し又は減少することがあります。

- (1) の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前にお客様ごその旨を通知いたします。

- (1) の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減額前日付旅行代金を減額します。

- 当社は、上記 9 に基づき契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取付料、違付料その他の別ご支払、又はこれらから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等の当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の種別不足が発生したことによる場合は除きます。))には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

- 運送・宿泊機関等の利用人数より旅行代金異なる募集型企画旅行で、旅行予約の成立後ご当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更となったときは、旅行代金の額を変更することがあります。

- お客様の交替
お客様が予め当社の承認を得て、契約上の地位を第三者ご譲渡する(お客様ご交替)ことができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入の上、当社ご提出していただけます。その際、当社所定の手数料をお支払いいただけます。

- お客様ごよる旅行予約の解除
(1) お客様は、いつでも次ご定める取付料を当社ご支払って募集型企画旅行予約を解除することができます。通信予約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取付料の支払いを受けます。又、旅行契約が成立後コース及び出発日等を変更された場合も下記の取付料の対象となります。

①【国内旅行の場合】		
旅行予約の解除時期		取付料
1. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目(日帰り旅行ごあっては 10 日目)に当たる日以降(2~5 を除く)		旅行代金の 20%
2. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降(3~5 を除く)		旅行代金の 30%
3. 旅行開始日の前日		旅行代金の 40%
4. 旅行開始当日(5 を除く)		旅行代金の 50%
5. 旅行開始後又は無連絡不参加の場合		旅行代金の 100%

- 当社の責任ならぬ各種一ごの既払いの事由ご基づきお取消しになる場合も、上記の取付料をお支払いいただけます。

- ご変更及びお取消しにつきましては、営業時間内にお申込みの販売窓口にお申し出ください。

- お客様は、次ご掲げる場合においては、(1)の規定にかかわらず旅行開始前ご取付料を支払うことなく募集型企画旅行予約を解除することができます。

- 当社ごよる契約ご内容が変更されたとき。ただし、その変更が 22.(3)項の下表左欄に掲げるものその他の重要なものであることご限りとする。

- 上記 10.(1)の規定ご基づいて旅行代金ご増額されたとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能になるおそれご強くて大きいとき。

- 当社が旅行者ごに対し、上記 6. の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程ご従った旅行の実施が不可能となったとき。

- お客様は旅行開始日において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受けずることができなくなったとき又は当社ごその旨を告げられたときは、(1)の規定にかかわらず、取付料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

- 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスご対して、取付料、違付料その他の別ご支払、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由ごよるものでないとき)ご限りします。)を差し引いたものをお客様ご払い戻します。

- 当社ごよる旅行予約の解除(旅行開始前)
(1) 当社は、次ご掲げる場合において、お客様ご理由を併せて、旅行開始前ご募集型企画旅行予約を解除することがあります。

- お客様ご当社ごあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満してないことご判明したとき。
- お客様ご病氣、必要ない介助者の不在その他の事由により、当該旅行ご耐えられないと認められるとき。

- お客様ご他のお客様ご迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- お客様ご契約ご内容ご関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

- お客様の数ご契約書面に記載した最少催行人数に達しなかったとき。
- スキーご目的とする旅行ごにおける必要な降雪量などの旅行実施条件ごあって契約の締結の際ご明示したものが保証されないおそれご強くて大きいとき。

- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程ご従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれご強くて大きいとき。

- 通信予約を締結した場合ごあっては、旅行者の有するクレジットカードご無効になる等、旅行者ご旅行代金ごに係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約ご従って決済できなくなったとき。

- お客様ご(5. (8)~(10)のいずれかご該当することが判明したとき。
- お客様ご当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当該期日の翌日においてお客様ご募集型企画旅行予約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社ごに対し、(1)に定める取付料に相当する額の違付料を支払わなければならないとします。

- 当社は、13.(1)⑤に掲げる事由ごよる募集型企画旅行予約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行ごあっては 13 日目(日帰り旅行ごについては、3 日目)に当たる日より前ご、旅行を中止する旨をお客様ご通知します。

- 当社ごよる旅行予約の解除(旅行開始後)
(1) 当社は、次ご掲げる場合において、お客様ご理由を併せて、お客様ご理由を併せて、募集型企画旅行予約の一部を解除することがあります。

- お客様ご病氣、必要ない介助者の不在その他の事由ごよる旅行の継続ご耐えられないとき。

- お客様ご旅行の安全かつ円滑な実施するための添乗員その他の者ごよる当社の指示ごの違背、これらの方ごよる又は同行する他の旅行者ご対する暴行又は脅迫などごより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合ごあって、旅行の継続が不可能となったとき。

- お客様ご(5. (8)~(10)のいずれかご該当することが判明したとき。
- 当社ご(1)の規定ご基づいて募集型企画旅行予約を解除したときは、当社ごお客様ごとの間の契約関係は、将来ご向かってのみ消滅します。この場合において、お客様ご既に提供を受けたサービスごに関する当社の債務ごについては、有効ない弁済ごなされたものとします。

- 2) の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様ごいまだごその提供を受けてない旅行サービスに係る部分ごに係る金額から当該旅行サービスご対して取付料、違付料その他の別ご支払、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様ご払い戻します。

- 旅行代金の払い戻し
(1) 当社は、10.(3)~(5)の規定ごよる旅行代金ごが帰された場合又は 12. 13. 14 の規定ごよる募集型企画旅行予約ご解除された場合において、お客様ご払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前ごの解除ごよる払戻しごあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、帰納又は旅行開始後の解除ごよる払戻しごあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内ごお客様ご対し当該金額を払い戻します。

- 当社は、お客様ご通信予約を締結した場合ごあって、10.(3)~(5)の規定ごよる旅行代金ごが帰された場合又は 12. 13. 14 の規定ごよる通信予約ご解除された場合において、お客様ご対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約ご従って、お客様ご対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前ごの解除ごよる払戻しごあっては解除の翌日から起算して 7 日以内ご、減額又は旅行開始後の解除ごよる払戻しごあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内ごお客様ご対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様ご当該通知を行った日をカード利用日とします。

- クーポン券類の引換え後の払戻しについては、お渡したクーポン券類ご必要となりません。クーポン券類の提出ごない場合は、旅行代金の払戻しごできないことがあります。

- 団体グループの契約
(1) 当社は、団体グループを構成する旅行者の代表ごとしての契約責任者から、旅行申し込みごがあった場合、契約の締結及び帰納ごに関する一切の代理権を契約責任者ご有しているものとみなします。

- 契約責任者は、当社ご定める日までに、構成者の名簿を当社ご提出しなければならないとします。
- 当社は、契約責任者ごが構成者ご対して現ご負い、又は将来ご負うことが予測される債務又は義務ごについては、何らご責任を負うものではありません。

- 当社は、契約責任者ごが団体グループごに所属ごない場合、旅行開始日ごにおいては、あらかじめ契約責任者ごが選出した構成者を契約責任者ごとみなします。

- 旅費管理
当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様ご対し次ご掲げる業務を行います。ただし、当社ごお客様ごこれと異なる特殊ご結んだ場合ごには、この限りごではありません。

- お客様ご旅行中に旅行サービスを受けごできないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行予約ごに従った旅行サービスの提供を確約ご受けられるために必要な措置を講ずることがあります。

- (2) (1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと、この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとめるよう努力すること。
- (3) 個人型プランでは添乗員等は附設しません。添乗員等が附設しない場合はお客様ご自身で旅費管理をお願い致します。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類をお渡し致しますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。宿泊・交通機関等のサービス提供の中止(代替サービスの手配を含む)やお客様ご都合でご利用を中止する場合は、お申込みの販売店へご連絡下さい。尚、販売店が休業日又は営業時間外にて連絡が不可能な場合は、お客様ご自身でサービス提供機関(宿泊・交通機関等)へ取組連絡や取組処理をお願い致します。万が一取組連絡や取組処理がされなかった場合は、権利放棄となり一切の返金等を受けられませんのでご注意ください。

18. お客様の保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、それが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払うなければなりません。

19. 当社の責任

- (1) 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配び行者」といいます。)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限りします。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他、当社の当社が手配び行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、その損害を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた(1)の損害については、(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して国内旅行においては14日以内、当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社が故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

20. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行中において速やかに当社、当社の手配び行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

21. 特別補償

- (1) 当社は上記19.(1)に基づき当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業務款(募集型企画旅行契約の別部別紙の特別補償規定で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に乗った一定の損害として死亡補償金として国内旅行1500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円～5万円を支払います。旅行中にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一對については、10万円を限度とします。
- (2) 当社が、募集型企画旅行契約第27条第1項の責任を負うこととなったときは、この補償金が、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。
- (3) お客様が旅行参加中に被った被害が、お客様の故意、酒酔い、運送、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポンスレー、スカイダイビング、イングライダー搭乗、超重量動力機(モーターイングライダー、マイクロライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社が上記の補償金及び見舞金を支払いません。
- (4) 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別紙の旅行代金を收受して実施する企画旅行(オプションツアー)については、主たる募集型企画旅行契約の一部として取扱います。
- (5) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われまい旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはなりません。
- (6) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力(以下、反社会的勢力という)に該当すると認められることや反社会的勢力に就いて資金の提供及び便宜を供与する等の関与をしていると認められること、若しくはこれらの勢力を不当に利用していると認められること又は、これらの勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められることがある場合、上記(1)の規定にかかわらず当社は補償金及び損害補償金等を支払わないことがあります。

22. 旅費保証

- (1) 当社は、下記表(3)の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(サービスの提供が行われていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、設備その他の設備の不足が生じたことによるもの以外の、次の各号に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了後の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。
- ① 対し、以下の重要な変更
イ 天災地変、口乱、暴動、二官公署の命令、ホ運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止
→ 当初の運行計画におけるい運送サービスの提供、トお客様の生命または身体への安全確保のために必要措置
- ② 上記にかかわらず、当社が一つの募集型企画旅行契約につき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、一つの企画旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1000円未満であるときは、変更補償金は支払いません。
- (3) 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
【1】契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
【2】契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
【3】契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
【4】契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
【5】契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
【6】契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
【7】契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
【8】契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
【9】前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

(注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とするものを「確定書面」と読み替え、本上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際にご提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取扱いします。

(注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が9割以上の利用を伴うものである場合は、一倍につき一件として取扱いします。

(注4) 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。

(注5) 第7号の宿泊機関の等級は、旅行予約締結時点での契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧可能としているリストによります。

(注6) 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車等又は一泊につき一件として取扱いします。

(注7) 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

23. 国内旅行開始への加入について

病状、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後部葬等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行開始前加入することをお勧めします。詳細については、販売店の係員にお問い合わせてください。

24. 個人情報取扱い

- (1) 当社及び販売店は、旅行申込みの際にご提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただき、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関については各スケジュール表に記載されています。)の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。))に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店では、将来、よりよい旅行商品の開発のためのマーケティング分析や、当社及び提携する企業の商品やサービスの企画、旅行前後のご意見や各種アンケートのお渡し、特典サービスの提供等、をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社は、お申し込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関・保険会社等及び手配び行者(必要な場合に限る)に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (3) 当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に添付した個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (4) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる限りの範囲のものについて、当社グループ企業との間で共同して利用させていただきます。
- (5) 上記(1)～(4)についてお申込みいただく際は、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

25. 旅行条件の基準期日

この旅行条件の基準日は画面及びパンフレット・募集広告・日程表等に明示されています。

26. その他

- (1) 当社はいかなる場合でも旅行の再実施をいたしません。
- (2) お客様がご旅行申込書にお客様のローマ字氏名を記入されたとき(以下、パスポートに記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合には、航空券の発行控えのほか宿泊機関等への連絡が必要となり、航空券等の再発行が必要であり、当社所定の取扱い(12項参照)をさせていただきます。また、運送・宿泊機関により氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除する場合もあります。この場合、当社所定の取扱いをさせていただきます。
- (3) お客様の便宜をはかるために土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。当社では商品の交換や返品等のお手配はいたしませんので、トラブルが生じないよう商品の確認及びレシート等の受取などを必ず行ってください。
- (4) この条件書に定めのない事項は当社旅行業務款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業務款ご希望の方は当社までご請求ください。当社旅行業務款は当社ホームページ(<http://www.tabix.co.jp>)からもご覧いただけます。

「旅行日程」「旅行サービスの内容」「旅行代金」「申込金の額」「添乗員同行の有無」「最少旅行人員」「旅行業務取扱管理者の氏名」等、パンフレット・募集広告・申込書等でご確認ください。旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取組の責任者です。この旅行の契約に關し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。